

定期面談報告書

(1号特定技能外国人用)

1 面談対象者

| | |
|-------------------|------------------|
| ① 特定技能外国人の氏名 | TURNER ELIZABETH |
| ② 特定技能所属機関の氏名又は名称 | 株式会社 入管 |
| ③ 面談日 | 2021年2月15日 |

(注意) 面談した複数の特定技能外国人について、面談結果が同一の場合には、①欄に「別紙のとおり」と記載した上、別紙を添付することとしても差し支えない。

2 面談対応者

| | | | |
|-------------|---|-----|----|
| ① 対応者の氏名 ★1 | 法務 花子 | | |
| ② 対応者の役職 | <input type="checkbox"/> 支援責任者 <input checked="" type="checkbox"/> 支援担当者 | 役職名 | 主任 |

3 面談結果

| 面談事項 | 面談内容 | 問題の有無★2 | 問題の内容 |
|-------------|---|-----------------|--|
| ①業務内容に関する事項 | ①雇用契約と異なる業務に従事していないこと。 | 有・ 無 | |
| | ②他の事業主の下で業務に従事していないこと。 | 有・ 無 | |
| ②待遇に関する事項 | ② 安全衛生に配慮して適切に業務を行っていること。 | 有・ 無 | |
| | ① 雇用契約に基づき毎月適切に報酬を受け取っていること。 | 有・ 無 | |
| | ② 雇用契約と異なる労働時間となっていないこと。 | 有・ 無 | |
| | ③ 休日、休暇等が適切に付与されていること(一時帰国休暇を含む。) | 有・ 無 | |
| | ④ 適切な住居が確保されていること。 | 有・ 無 | |
| | ④ 定期的に負担する食費、居住費等が合意したとおりの内容であること。 | 有 ・無 | 特定技能外国人との合意なしに居住費が5,000円から18,000円に変更された。 |
| | ⑤ 支援計画にのっとった支援の提供を受けていること。 | 有・ 無 | |
| ③保護に関する事項 | ① 暴行・脅迫・監禁等の不法行為を受けていないこと。 | 有・ 無 | |
| | ② 相手方を問わず保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。 | 有・ 無 | |
| | ③ 預金通帳の管理など不当な財産管理を受けていないこと。 | 有・ 無 | |
| | ④ 旅券・在留カードを自分で保管していること。 | 有・ 無 | |
| | ⑤ 私生活上の自由を不当に制限されていないこと。 | 有・ 無 | |
| ④生活に関する事項 | ① 日常生活においてトラブルが発生していないこと。 | 有・ 無 | |
| | ② 健康状態に異常がないこと。 | 有・ 無 | |
| ⑤その他の事項 | ① 不法就労者が働いていないこと。 | 有・ 無 | |
| | ② その他 () | 有・ 無 | |
| ⑥法令違反等の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有り (下記4に詳細を記載) <input type="checkbox"/> なし | | |
| ⑦その他特筆すべき事項 | 特になし。 | | |

(注意) 面談を行った結果について、「問題の有無」を記載し、問題がある場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載すること。

4 法令違反等への対応 ★3

| | |
|---------------|-------------|
| ①法令違反事実の発生年月日 | 2021年 2月 7日 |
|---------------|-------------|

| | | |
|-----------------------|--|--|
| <p>②法令違反事実の内容</p> | <p>特定技能所属機関が、居住費の控除額を特定技能外国人との合意なしに5,000円から18,000円に変更した。</p> <p>特定技能所属機関に対し、特定技能外国人との合意なしに居住費の控除額を変更することは認められないため、元の控除額に戻すように依頼したが、本届出書作成日時点において改善されていない。また、特定技能外国人には労働基準監督署を案内し相談するため同行した。</p> | |
| <p>③法令違反事実への対応結果</p> | <p>ア 1号特定技能外国人への対応</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署等の関係行政機関を案内</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内した機関：労働基準監督署 <p><input type="checkbox"/> 特段対応なし</p> <p>理由：</p> |
| <p>イ 特定技能所属機関への対応</p> | <p>(ア) 責任者への法令違反事実の通知</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 通知済み</p> <ul style="list-style-type: none"> 通知日：2021年2月10日 通知の相手方：代表取締役・入管太郎 <p><input type="checkbox"/> 未通知</p> <p>理由：</p> <p>(イ) 出入国在留管理庁への届出の案内</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 案内済み</p> <p><input type="checkbox"/> 未了</p> | |
| <p>ウ 関係行政機関への対応</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係行政機関への通報済み</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報日：2021年2月10日 通報先機関：東京出入国在留管理局 <p><input type="checkbox"/> 関係行政機関への通報未了（通報不要と判断した場合を含む。）</p> <p>理由：</p> | |

作成年月日

2021年4月1日

面談実施者の氏名

★4

法務 花子

定期面談報告書（1号特定技能外国人用）
記載上の留意点

| 該当番号 | 留意事項 |
|------|---|
| ★ 1 | 1号特定技能外国人支援計画書に記載された支援責任者又は支援担当者が定期面談を実施してください。なお、支援責任者又は支援担当者に変更があった場合は「支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）を提出する必要があります。 |
| ★ 2 | 面談の結果について、法令違反の疑いや不適切な処遇などの問題があった場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載してください。 |
| ★ 3 | <p><u>面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関に通報を行わなければなりません。</u></p> <p>また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「<u>出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3-5号）</u>」を提出する必要があります。</p> |
| ★ 4 | 本届出書を作成した日付及び面談実施者の氏名を記載してください。 |